

現存する被ばく状況に関する防護の安全規準

○ 適用の範囲

この安全規準は、公衆の構成員に影響を及ぼす長期被ばくの状況のうち、「介入」に関連のある現存する被ばく状況に適用する。これには、自然放射線源からの高線量被ばくに関する対策、放射性物質の使用を含む人間活動が行われた場所の復旧と回復、環境に放射性物質を放出した事故に続く「常態」への復帰などを含む。

○ 線量規準

介入がほとんど常に正当化される一般参考レベル

現存年線量 100 mSv

これ以下では介入が正当化されそうにない一般参考レベル

現存年線量 10 mSv

(商品について)介入を免除できる一般参考レベル

追加年線量 1 mSv

ここで示された線量の数値は厳格なものではなく、介入の要否を判断するための線量レベルの目安を表すに留まる。これらの具体的な適用については、ガイドライン等で事例ごとに、別に定められる。

以上

ラドンに関する防護のガイドライン

○ 適用の範囲

このガイドラインは、ラジウム線源や核原料物質、核燃料物質など、すでに放射線管理システムの中にある線源から発生するものを除き、家庭や職場の環境、地下洞や温泉場などの特殊な自然環境も含め、ラドンに起因する現存する被ばく状況に適用する。個々の状況への適用や、線量の規準から誘導されるラドンの空気中濃度の計算法など、具体的な適用にあたって解釈と技術を要する事項については、参考となる資料を別に用意する。

○ 線量規準

これ以下では介入が正当化されそうにないレベルとして	10	mSv／年
介入を免除できるレベルとして	1	mSv／年

以上

NORM等に対する防護のガイドライン

○ 適用の範囲

このガイドラインは、自然放射性物質(NORM)および放射線のレベルが人為的に高められたNORM(TENORM)に関する現存する被ばく状況に適用する。

○ 線量規準

対応のための年線量の目安／規準

1 ~ 10 mSv／年（対象物の状況に応じて）

ただし、管理になじまないものは、管理対象から除外する。

（注）一般消費財（商品）など、「行為」的な要素が強く、
対象物の管理が容易なものについては 0.01 mSv／年

以上

航空機被ばくに関する防護のガイドライン

○ 適用の範囲

このガイドラインは、航空機乗務員（運航乗務員と客室乗務員）の航空機乗務に伴う付加的な現存する被ばく状況に適用する。

○ 線量規準

航空機乗務に伴う付加的な被ばく線量の管理目標値として
5mSv／年

以上